

相続の権利について

相続の順位

民法では、相続人と、その相続分・相続の順位について、以下のように定められています。

- 配偶者 : 常に相続人
- 子 : 第一順位(代襲相続あり)
- 父母(直系尊属) : 第二順位(親等の近い順)
- 兄弟姉妹 : 第三順位(代襲相続あり。ただし一代限り)

相続の資格を持つのは、配偶者と子供、そして父母(直系尊属)と兄弟姉妹となります。これらの相続人には、上のように順位が定められています。複数の相続人が存在する場合、順位が上の相続人が優先され、また同じ順位の相続人が複数存在する場合は、その人数で等分することとなります。

相続にかかわる 専門用語解説

- 【遺留分】** 兄弟姉妹以外の相続人が、最低限受け取ることのできる相続割合のことです。相続人に、一定の相続分を保証するために設けられました。
- 【寄与分】** 被相続人の事業を手伝ったり、療養看護を熱心に行うなど、被相続人の財産形成などに特別に貢献した相続人は、遺産を分割する前に相続人全員の協議等を経たうえで、法定相続分に加え、割増の財産を遺産の中から取得することができます。この割増分の財産を、「寄与分」といいます。

相続の割合

相続人が、配偶者のみ、子供のみ、父母(直系尊属)のみ、あるいは兄弟姉妹のみの場合は、その相続人がすべての財産を相続することになります。ただし、配偶者を含めた複数の相続人がいる場合は、下の表のように分割され、配偶者の持分を除いた相続分を、配偶者以外の人数で等分することになります。

相続人の 組合せ 相続人	配偶者 のみ	子のみ	父母 (直系尊属) のみ	兄弟姉妹 のみ	配偶者 と子	配偶者と 父母 (直系尊属)	配偶者と 兄弟姉妹
配偶者	全部				1/2	2/3	3/4
子		全部			1/2		
父母 (直系尊属)			全部			1/3	
兄弟姉妹				全部			1/4

- 【特別受益】** 共同相続人の中に、被相続人より結婚資金、開業資金等の生前贈与または遺贈を受けた人がいる場合、相続分算定の際にこれらが考慮されることがあります。その場合、被相続人の財産とその生前贈与分の価額を合わせたものを相続財産とみなして相続分を計算し(遺贈分については、当然に相続財産に含まれます)、こうして計算した相続分から贈与分や遺贈分の価額を引いた額を、贈与や遺贈を受けた相続人の相続分とします。このように相続財産の一部とみなされ、相続分から差し引かれる贈与や遺贈を「特別受益」といいます。